

アナログ規制の見直しに係る関係条例の整備について 皆さまからご意見を募集します(パブリックコメントの実施)

令和8年(2026年)8月 札幌市

パブリックコメントの募集期間
令和8年(2026年)8月28日(金)から 令和8年(2026年)9月30日(水)まで【必着】

札幌市ではアナログ規制の見直しに係る関係条例を整備するため、

- ①「(仮称)札幌市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」の制定
- ②「札幌市公告式条例」の一部改正
- ③「札幌市行政手続条例」の一部改正 に向けた検討を進めています。

このたび、上記①～③の素案をまとめましたので、この案に対するご意見を募集します。今後、いただいたご意見を考慮してさらに検討を進め、札幌市議会に上記①～③に係る条例案を提出する予定です。

ご意見の募集期間終了後、いただいたご意見の概要と、それに対する札幌市の考え方をまとめ、札幌市公式ホームページ等で公表いたします。

目次	
ご意見募集要項	1ページ
アナログ規制の見直しに係る関係条例の整備について(素案)	2ページ
ご意見記入シート	9ページ

ご意見募集要項

1 募集期間

令和8年(2026年)8月28日(金)から令和8年(2026年)9月30日(水)まで【必着】

2 資料の配布場所

札幌市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー

各区役所 市民部 総務企画課(広聴係)

札幌市公式ホームページ

https://www.city.sapporo.jp/suishinshitsu/digital_johrei/johrei.html

3 ご意見の提出方法

(1) 郵送・持参・ファクスの場合

9ページの「ご意見記入シート」又はこれに準じた様式に記入の上、下記4までご提出ください。

※持参の場合は月曜日～金曜日(祝日を除く。)の8時45分から17時15分までの間にお持ちください。

(2) 電子メールの場合

件名を「パブリックコメント(アナログ規制の見直しに係る関係条例の整備)について」とし、メールの本文に「お名前、ご住所、ご年齢、ご意見」を記入して、下記4の電子メールアドレスへ送信してください。

※コンピュータウイルス感染を防ぐため、ファイルは添付しないでください。

【留意事項】

電話、口頭によるご意見の受付や個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

ご意見の提出に当たっては、お名前、ご住所、ご年齢を必ずご記入ください。

(ご意見の概要を公表する際には、これらの個人情報公表いたしません。)

いただいた個人情報は、ご意見の取りまとめ以外の目的で用いることはありません。

4 ご意見の提出先

札幌市総務局行政改革・DX推進室行政DX担当課

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所11階

ファクス:011-218-5171

電子メール:digicon@city.sapporo.jp

アナログ規制の見直しに係る関係条例の整備について(素案)

第1 「札幌市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」の制定について(素案)

1 制定目的

- ・ 札幌市では、「第2次札幌市ICT活用戦略」(2025年(令和7年)3月)に基づき、市民が日常的に利用する行政サービスの利便性を向上させるため、申請などの各種手続をスマートフォンやパソコンからインターネット経由で行えるよう、順次オンライン化を進めています。
- ・ これまで、札幌市の条例等に基づいて行われる手続のオンライン化に当たっては、特段の定めがなければ、各種手続は書面や対面により行うことが原則とされることから、オンラインでも手続が行えるように個別の条例等を改正するなどして、オンライン化を進めてきました。
- ・ 今後、より多くの手続についてオンライン化を迅速に進めるため、札幌市の条例等に基づいて行われる申請、処分通知、縦覧等の各種手続について、個別の条例等を改正することなく、一括してオンライン化を可能とする通則的な条例(基本的なルール)を制定します。

2 行政手続のオンライン化に向けた国の動き

- ・ 国は、2002年(平成14年)に、個別の法令等の定めを問わず、法令等に基づき行われる申請、処分通知、縦覧等の行政手続のオンライン化を一括して可能とする通則的な法令(基本的なルール)として「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」(平成14年法律第151号。以下「デジタル手続法」という。)を定めています。
- ・ 2019(令和元)年5月には、デジタル手続法が改正され、情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則(※1)と行政手続のオンライン化のために必要な事項(※2)が明記され、地方公共団体の行政手続は原則オンライン化することが努力義務とされています。
- ・ 上記に基づき、全国の自治体でも同様の条例が制定され、地方公共団体の行政手続のオンライン化が進められています。

(※)1 デジタルファースト(個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結すること)、ワンスオンリー(一度提出した情報は、二度提出することを不要とすること)、コネクテッドワンストップ(民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現すること)の3原則(デジタル手続法第2条)

2 デジタルデバйдへの配慮(同法第2条、第15条)、手続における情報通信技術の活用(本人確認・手数料納付オンライン化(同法第6条)、行政機関間で参照可能な添付書類の撤廃(同法第11条))など

3 札幌市における行政手続オンライン化の状況

- ・ 札幌市では、2031(令和13)年度までに、オンライン化になじまないものを除き、原則として全ての手続について、オンラインで申請することが可能な状態(オンラインカバー率(※)100%)を

目指しており、2025(令和7)年度時点のオンラインカバー率は65.3%です。

(※)札幌市役所で発生している手続の総件数のうち、オンラインで申請可能な手続の件数の割合

4 条例(素案)の概要(詳細は4～5ページを参照)

- ・ 札幌市の条例等に基づいて行われる手続について、個別の条例等の規定を問わず、オンライン化を可能とするための通則的な条例です。この条例は、あくまで、手続をオンラインにより行うことを可能とすること(市民等の選択肢を増やすこと)を目的とした条例であり、オンライン以外の方法(書面や対面など)で行うことを妨げるものではありません。
- ・ 加えて、個別の条例等において署名を付すこととされている手続をオンラインで行う場合に署名の代わりとなる方法(電子署名等)や、市の機関等が情報を入手又は参照することができる場合に添付を省略することができる書面など、手続のオンライン化を進めるに当たり併せて定める必要がある事項についても規定します。
- ・ 市の条例等に基づく次の手続を対象としますが、オンラインによることがない手続や、個別の条例等で既にオンラインにより実施できると明記されている手続は対象から除きます。
 - ・ 申請等…市民等から本市に対し、許認可を求めたり(申請)、一定の事項を届出すること
 - ・ 処分通知等…本市から市民等に対し、申請に対する審査結果や決定事項(許認可等)を通知すること
 - ・ 縦覧等…本市が持つ重要な計画などの情報を一定期間公開すること
 - ・ 掲示…本市からの情報を、広く市民等の目に触れる場所に貼り出して案内すること
 - ・ 公示通知…居住先が不明等でご本人に直接お知らせできない場合に、本市が通知内容を指定の場所に貼り出すことで、お知らせが届いたとみなすこと
 - ・ 作成等…本市が行政事務を行うために書面を作成・保存すること

○条例制定による効果

手続の種類 (範囲)	時系列	
	これまで(現状)	条例制定後
札幌市の条例等が 根拠である場合	オンライン化する場合は、その手続の 根拠となる個別の条例等を改正	デジタル手続条例(通則的な条例)に より原則オンライン化が可能な状態へ
国の法令等が 根拠である場合	デジタル手続法(通則的な法律)によ り原則オンライン化が可能な状態	左記のとおり(変更なし)

札幌市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(素案)の概要

第1 制定の目的

この条例は、行政手続等のオンライン化(※)について、他の条例等の規定にかかわらず適用される基本的な事項を定めることにより、個別の条例等の改正によらず迅速に行政手続等のオンライン化を推進し、もって市民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図ることを目的とします。

(※)スマートフォンやパソコンからインターネット経由で手続等を行えるようにすること

第2 条例案の内容

1 申請等

市の条例等に基づく申請等について、各条例等の規定にかかわらず、オンラインにより申請等を行うことができることとします。

各条例等において、申請等に当たり署名を付すことなどが規定されている場合には、マイナンバーカードを利用して氏名を明らかにする方法などの代替手段を認めるほか、オンラインで手数料等を納付することを可能とします。

なお、対面による本人確認や原本確認が必要など、申請等のうちオンラインで行うことが著しく困難又は不適当な部分については、当該条例を適用しません。

2 処分通知等

市の条例等に基づく処分通知等について、処分通知等を受ける者が同意する場合に限り、各条例等の規定にかかわらず、オンラインにより処分通知等を行うことができることとします。

各条例等において、処分通知等に当たり署名を付すことなどが規定されている場合は、電子署名による代替を認めます。

なお、対面による本人確認や原本交付が必要など、処分通知等のうちオンラインで行うことが著しく困難又は不適当な部分については、当該条例を適用しません。

3 縦覧等

市の条例等に基づく縦覧等について、各条例等の規定にかかわらず、市のホームページに掲載する、市の窓口に係え付けているパソコン等の画面に表示して行うなどの方法で行うことができることとします。

4 作成等

市の条例等に基づき市の機関等が書面を作成・保存する場合に、各条例等の規定にかかわらず、パソコン等を利用して書面を作成・保存することができることとします。

5 掲示

市の条例等に基づく書面等の掲示について、各条例等の規定にかかわらず、市のホームページに掲載するなどのインターネット等を利用した方法で公衆の閲覧に供することができることとします。

6 公示通知

市の条例等に基づく公示通知について、各条例等の規定にかかわらず、市のホームページに掲載するなどのインターネット等を利用した方法で公衆の閲覧に供することができることとします。

7 適用除外

手続全体としてオンラインで行うことが適当ではない手続等や、既に他の条例等によりオンラインによる申請等が規定されている手続等については、当該条例を適用しません。

8 添付書面等の省略

住民票の写し、印鑑登録証明書、登記事項証明書などの市の機関等が情報を入手し、又は参照することができる書面については、申請等の際に添付を省略することができることとします。

9 情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表

市長は、行政手続のオンライン化の推進に関する状況について、市のホームページに掲載するなどのインターネット等を利用した方法で随時公表することとします。

第2 札幌市公告式条例(昭和25年条例第34号。以下「公告式条例」という。)の一部改正について(素案)

1 公告式条例について

- ・ 本市では、公告式条例において、条例、規則等の公布及びその他の公告について必要な事項を定めています。

2 現状

- ・ 公布・公告の方法については、「長の名を署し」「掲示場に掲示すること」などと定めており、書面を前提としたものとなっております。
- ・ 公告式条例は、昭和25年に全面的な改正を行って以降、現在に至るまで、その主な内容をほとんど変更しておりません。

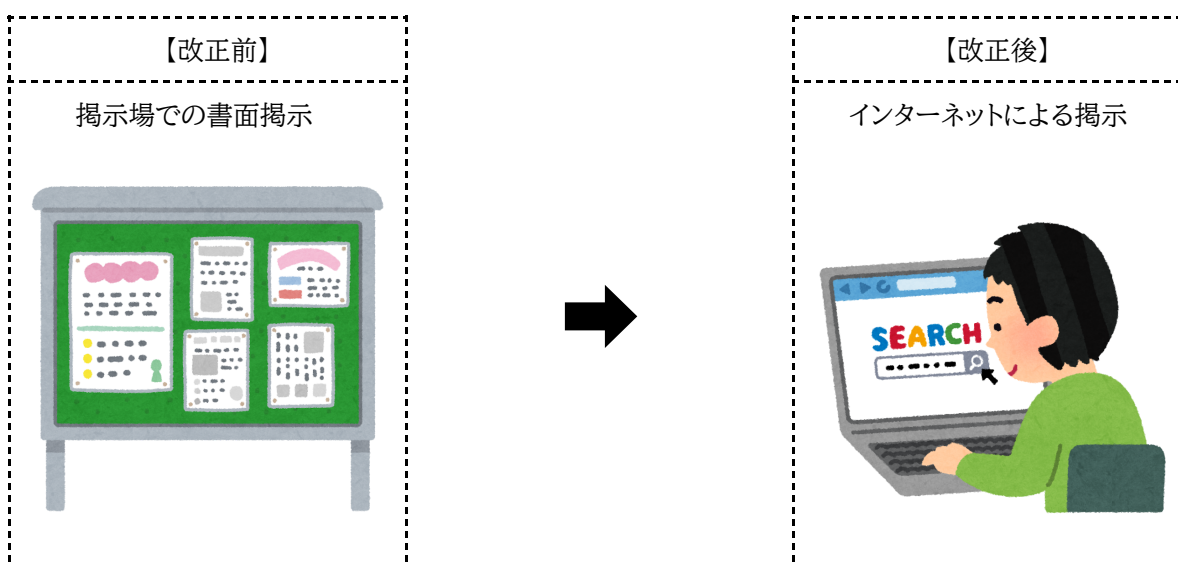
3 改正概要

- ・ これまでの長の署名(自署すること)について、条例(※1)を除き、原則として記名(活字等により印字すること)によることとします。
- ・ 掲示場への掲示について、特別の事由がある場合を除き、原則としてインターネットによる掲示(※2)とすることとします。

(※)1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条第4項において署名によることが求められています。

2 札幌市公式ホームページにおける掲示を想定しています。

○公告式条例の改正イメージ



第3 札幌市行政手続条例(平成7年条例第1号。以下「行政手続条例」という。)の一部改正について(素案)

1 行政手続条例について

- 行政手続条例は、本市の条例、規則等を根拠とする処分等の手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的として定めています。

2 現状

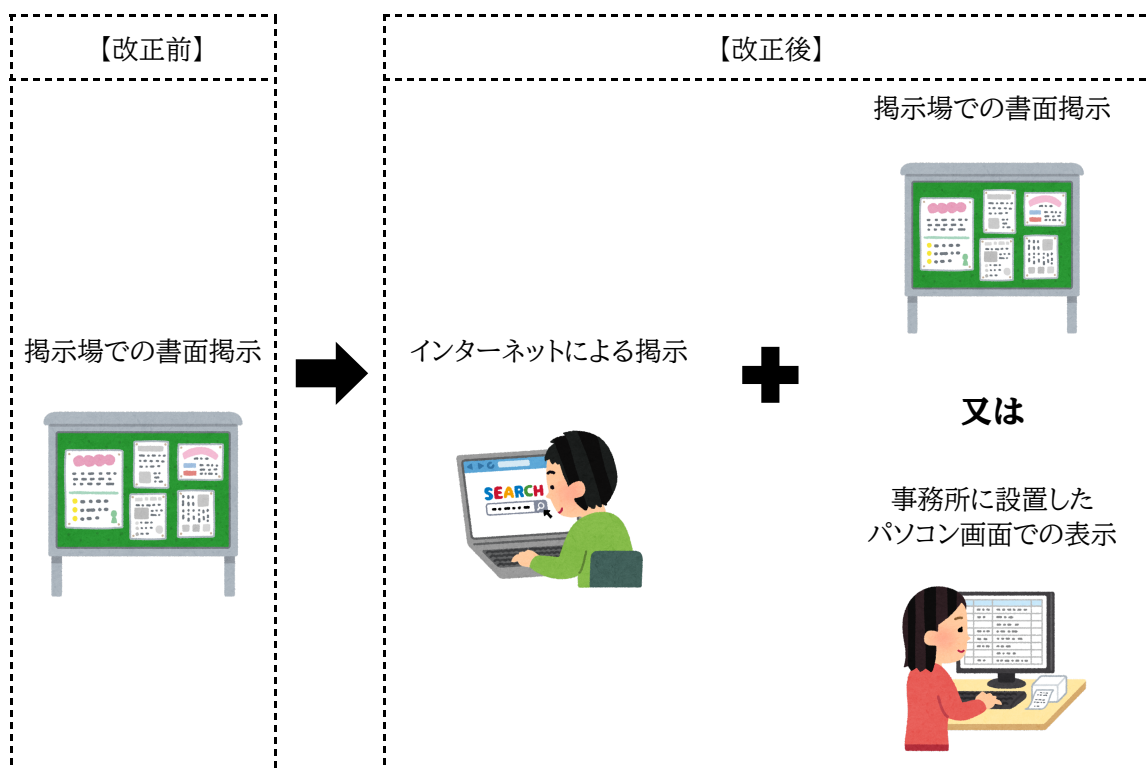
- 聴聞又は弁明の機会の付与を行う際は、その旨を処分の相手方に通知する必要があるところ、その者の所在が判明しない場合においては、必要事項を「記載した書面」を「掲示場に掲示すること」によって行うことができることとしており、書面を前提としたものとなっております。

3 改正概要

- 必要事項のインターネット上での掲載(※)を必須とした上で、掲示場への掲示又は事務所(市役所等)に設置したパソコンの画面に表示することで実施することとします。

(※) 札幌市公式ホームページにおける掲載を想定しています。

○行政手続条例の改正イメージ



第4 想定スケジュール

- ・ 令和8年 8月 パブリック・コメント手続実施
- ・ 令和8年11月 パブリック・コメントに対する回答の公表
- ・ 令和8年11月 令和8年第4回定例会への条例案の上程
- ・ 令和8年12月 条例案の成立、公布（施行は公布の日からの予定(※)）

（※）公告式条例の施行は、令和9年1月1日からの予定

アナログ規制の見直しに係る関係条例の整備について
ご意見記入シート

[illegible]

※用紙が足りない場合は、別紙(様式は問いません)にご記入ください。

※お名前、ご住所、ご年齢(ご年代でも構いません)を必ずご記入ください。

※電子メールで提出する場合は、「ご意見記入シート」は使用せず、メールの本文に必要事項を記入してください。コンピュータウイルス感染を防ぐため、ファイルは添付しないでください。

<ご意見の提出先(郵送・持参・ファクスの場合)> ※令和8年(2026年)9月30日(水)必着です。

札幌市総務局行政改革・DX推進室行政DX担当課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所11階

ファクス:011-218-5171